

令和6年6月1日
半田市 健康課

半田市民間指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)募集要項

1 目的

改正気候変動適応法により、暑さ指数の予測値が35以上になった場合に発表される「熱中症特別警戒情報(アラート)」が新設されるとともに、熱中症特別警戒情報の発表時に開放する指定暑熱避難施設(以下、「クーリングシェルター」という。)を市町村長が指定できることとされた。

半田市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の命と健康を守るため、公共施設に加え、民間施設の指定を進め、クーリングシェルターを増加させたいと考えている。

本要項は、半田市が、市内の民間施設を対象とし、クーリングシェルターを募集するために定めるものである。

2 民間クーリングシェルターの概要

(1) 実施期間

毎年度4月第4水曜日～10月第4水曜日(熱中症特別警戒情報の運用期間)とする。

令和6年は、クーリングシェルターの指定(協定締結日)から、10月23日まで。

(2) 実施内容

- ① 熱中症特別警戒情報の発表時は、施設が指定する受入可能日時において、施設が指定する供用部分を開放する。開放に際しては、自由に出入り可能とする。
- ② 熱中症予防のため、滞在者の飲食を可能とする。
- ③ 冷房設備は、適切に維持管理及び稼働する。設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とする。
- ④ 受入可能人数に応じて、休憩できる椅子等を設置する。
- ⑤ 実施期間中は、市が配布する案内を施設の入り口等に掲示する。
- ⑥ 市のホームページ等による情報の公表に協力する。

3 指定要件

次の要件を満たすものとする。

- (1) 半田市内に所在する施設であること
- (2) 市と「半田市民間指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)に関する協定書」を締結し、その内容を履行できること
- (3) 開放に際し、受け入れることが可能であると見込まれる人数が3人以上であること

4 募集期間

令和6年6月1日から随時募集

5 応募方法

別紙「半田市民間指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)応募票」に必要事項を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出する。

※応募から協定締結まで、1か月程度かかります。

6 応募先および問い合わせ先

住所 〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地

宛名 半田市 福祉部 健康課

TEL 0569-84-0662

メール kenkou@city.handa.lg.jp